

## 日本マイコトキシン学会会則

### 〔総則〕

第 1 条 本会は日本マイコトキシン学会と称する。

第 2 条 本会は、マイコトキシンに関する知識の交流と、研究推進を円滑にし、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の知識向上のため、年 2 回の学術講演会等の学術集会の開催
- (2) 会員相互の親睦をはかるための集会の開催
- (3) 会誌の発行と配布
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

### 〔会員〕

第 4 条 本会の趣旨に賛成して加入したものを会員とし、その種別は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 マイコトキシンの研究に関心を有する個人
- (2) 学生会員 大学あるいは大学院等に在籍し、マイコトキシンの研究に関心を有する学生（ただし正会員になることを妨げない）
- (3) 賛助会員 学会の趣旨に賛同する団体
- (4) 名誉会員 学会の発展に功績をあげた者で、幹事会において推薦され、総会で承認を受けた者

第 5 条 本会に正会員、学生会員あるいは賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

第 6 条 会員は本会の会則に従い、本会の運営に協力し、会費を納入する義務を負う。但し、会費の額及び納入方法は付則に定める。

第 7 条 会員は本会が主催する学術講演会において研究成果の発表を行うことができる。

第 8 条 会員は会誌の配布を受ける。

第 9 条 会員が正当な理由なく会費を 3 年以上滞納し、かつ催告に応じないときは会員資格を喪失する。

### 〔役員〕

第 10 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
- (2) 監事 2 名以内

幹事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を事務局長とする。

### 〔役員を選任〕

第 11 条 正会員から推薦を受けた候補者から、幹事会で会長を選出する。

第 12 条 会長は正会員からなる役員選考委員会を組織し、幹事及び監事を選出する。

第 13 条 役員を選任について総会で決議する。

第 14 条 役員任期は 2 年とする。但し、重任あるいは再任は妨げない。

〔総会〕

第 15 条 年 1 回、会員総会を開催する。

第 16 条 総会は正会員をもって構成する。

第 17 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会長の選任
- (2) 幹事および監事の選任ならびに副会長および事務局長の指名
- (3) 事業計画
- (4) 前年度決算
- (5) 予算案
- (6) その他幹事会において総会に付した事項

第 18 条 総会の議長は会長が務める。

第 19 条 総会の決議は、正会員の 5 分の 1 が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。但し、会則の改正は出席した正会員の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面あるいは電子書面を提出しなければならない。

〔幹事会〕

第 21 条 幹事は幹事会を構成し、本会の会務一般の具体的事項を審議決定するとともにそれを執行する。

第 22 条 幹事会の決議は、幹事の過半数が出席し、その 3 分の 2 をもって行う。

〔監事〕

第 23 条 監事は、幹事の職務の執行を監査するとともに、本会の会計を監査する。また、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

〔助言者〕

第 24 条 幹事会は、本会に功績のあった正会員若干名を助言者として指名し、幹事会において助言を求めることができる。

〔表彰〕

第 25 条 本会は、すぐれた研究業績に対して学術賞の授賞を行う。

〔付則〕

1. 会計年度 本会の会計年度は 1 月 1 日～12 月 31 日までとする。

2. 会費 正会員は年 4,000 円, 学生会員は年 1,000 円, 賛助会員は年 1 口 10,000 円以上を前年度 12 月末日までに前納する. 名誉会員は会費を納めることを要しない.
3. 事務局 本学会の事務局を以下に置く  
〒158-8501 東京都世田谷区上用賀 1-18-1  
国立医薬品食品衛生研究所  
衛生微生物部第 4 室  
電話:03-3700-9407, FAX:03-3700-9852
4. 施行日 この改正は平成 28 年 1 月 8 日から施行する.

## 参考:会則改正事項(平成 28 年 1 月 8 日施行分)

### 「旧会則」

#### 〔総会〕

第 15 条 年 1 回, 会計年度開始後 2 ヶ月以内に会員総会を開催する.

第 19 条 総会の決議は, 正会員の 5 分の 1 が出席し, 出席した正会員の過半数をもって行う. ただし, 会則の改正は出席した正会員の 3 分の 2 以上をもって行う.

#### 〔幹事会〕

第 20 条 幹事は幹事会を構成し, 本会の会務一般の具体的事項を審議決定するとともにそれを執行する.

第 21 条 幹事会の決議は, 幹事の過半数が出席し, その 3 分の 2 をもって行う.

#### 〔監事〕

第 22 条 監事は, 幹事の職務の執行を監査するとともに, 本会の会計を監査する. また, 幹事会に出席し, 意見を述べることができる.

#### 〔助言者〕

第 23 条 幹事会は, 本会に功績のあった正会員若干名を助言者として指名し, 幹事会において助言を求めることができる.

#### 〔表彰〕

第 24 条 本会は, すぐれた研究業績に対して学術賞の授賞を行う.

#### 〔付則〕

1. 会計年度 本会の会計年度は 1 月 1 日～12 月 31 日までとする.

2. 会費 個人会員は年 4,000 円, 学生会員は年 1,000 円, 賛助会員は年 1 口 10,000 円以上を前年度 12 月末日までに前納する. 名誉会員は会費を納めることを要しない.

3. 事務局 本学会の事務局を以下に置く

〒305-8642 東京都世田谷区上用賀 1-18-1

国立医薬品食品衛生研究所

衛生微生物部第 4 室

電話:03-3700-9407, FAX: 03-3700-9527

但し, 会計部門は以下に置く

〒158-8501 つくば市観音台 2-1-12

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

食品総合研究所

食品安全研究領域化学ハザードユニット

電話:029-838-8085, FAX: 029-838-7996

4. 施行日 この改正は、平成 25 年 1 月 12 日から施行する。

## 「改正」

### 〔総会〕

第 15 条 年 1 回、会員総会を開催する。

第 19 条 総会の決議は、正会員の 5 分の 1 が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。ただし、会則の改正は出席した正会員の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面あるいは電子書面を提出しなければならない。

### 〔幹事会〕

第 21 条 幹事は幹事会を構成し、本会の会務一般の具体的事項を審議決定するとともにそれを執行する。

第 22 条 幹事会の決議は、幹事の過半数が出席し、その 3 分の 2 をもって行う。

### 〔監事〕

第 23 条 監事は、幹事の職務の執行を監査するとともに、本会の会計を監査する。また、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

### 〔助言者〕

第 24 条 幹事会は、本会に功績のあった正会員若干名を助言者として指名し、幹事会において助言を求めることができる。

### 〔表彰〕

第 25 条 本会は、すぐれた研究業績に対して学術賞の授賞を行う。

### 〔付則〕

1. 会計年度 本会の会計年度は 1 月 1 日～12 月 31 日までとする。

2. 会費 個人会員は年 4,000 円, 学生会員は年 1,000 円, 賛助会員は年 1 口 10,000 円以上を前年度 12 月末日までに前納する。名誉会員は会費を納めることを要しない。

3. 事務局 本学会の事務局を以下に置く

〒158-8501 東京都世田谷区上用賀 1-18-1

国立医薬品食品衛生研究所

衛生微生物部第 4 室

電話:03-3700-9407, FAX: 03-3700-9852

4. 施行日 この改正は、平成 28 年 1 月 8 日から施行する。